

平成27年 第2回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成27年1月22日（木）午前9時30分

場 所：教育委員会室

平成27年1月22日

## 東京都教育委員会第2回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

##### 第6号議案

東京都学校経営支援センター設置条例の一部を改正する条例の立案依頼について

##### 第7号議案

東京都教育事務所設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

##### 第8号議案及び第9号議案

東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則ほか1件の制定について

##### 第10号議案及び第11号議案

東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則ほか1件の制定について

##### 第12号議案

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則の制定について

##### 第13号議案

東京都教育委員会組織条例の一部を改正する条例の立案依頼について

##### 第14号議案

東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例の立案依頼について

##### 第15号議案

東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について

##### 第16号議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について

##### 第17号議案

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について

第18号議案

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について

第19号議案

東京都公立学校長の任命について

2 報 告 事 項

- (1) 平成26年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰について
- (2) 平成27年度教育庁所管事業予算・職員定数等について
- (3) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

委員長	木村 孟
委員	竹花 豊
委員	乙武 洋 匡
委員	山口 香
委員	遠藤 勝 裕
委員	比留間 英 人

事務局（説明員）	教育長（再掲）	比留間 英 人
	次長	松山 英 幸
	教育監	高野 敬 三
	総務部長	堤 雅 史
	都立学校教育部長	早川 剛 生
	地域教育支援部長	前田 哲
	指導部長	金子 一 彦
	人事部長	加藤 裕 之
	福利厚生部長	高畑 崇 久
	教育政策担当部長	白川 敦
	教育改革推進担当部長	出張 吉 訓
	特別支援教育推進担当部長	松川 桂 子
	指導推進担当部長	鯨岡 廣 隆
	人事企画担当部長	粉川 貴 司
（書記）	総務部教育政策課長	壹貫田 剛 史

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成27年第2回定例会を開会します。

まず、取材・傍聴関係でございます。取材は、東京新聞外1社、合計2社、個人は合計9名からの申込みがございました。入室を許可してよろしゅうございますか。

—— 〈異議なし〉 —— それでは、よろしく申し上げます。

### 日程以外の発言

【委員長】 議事に入ります前に、申し上げます。

東京都教育委員会においては、一度注意を促しても、なお議事を妨害する行為を行う場合には、これまでと同様、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書の内容を守ることなく退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて厳正に対処しますので、御留意ください。

なお、傍聴人が教育委員会室に入退室する際に、大声で騒ぎ速やかに着席や退室しないと行った行為も退場命令の対象になりますので、御承知おきください。

### 会議録署名人

【委員長】 本日の会議録署名人は、竹花委員にお願いいたします。

### 前々回の会議録

【委員長】 前々回12月11日開催の第19回定例会の会議録ではありますが、先日お配りして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、第19回定例会の会議録については御承認いただいたということで取扱いをさせていただきます。

前回1月8日開催の第1回定例会会議録が机上に配布されておりますので、次回ま

でに御覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと存じます。よろしくお願  
いたします。

次に、非公開の決定であります。本日の教育委員会の議題のうち、第19号議案及び  
報告事項（3）については人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じま  
すが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件について  
はそのように取扱いをさせていただきます。

## 議 案

### 第6号議案

東京都学校経営支援センター設置条例の一部を改正する条例の立案依頼について

### 第7号議案

東京都教育事務所設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【委員長】 まず、第6号議案、東京都学校経営支援センター設置条例の一部を改  
正する条例の立案依頼についてほか1件であります。これは同じ場所へ移転する事  
務所等についての議案ですので、一括で審議します。それでは、説明を都立学校教育  
部長、よろしくお願いたします。

【都立学校教育部長】 それでは、第6号議案及び第7号議案資料を御覧いただ  
ければと思います。東京都学校経営支援センター設置条例の一部を改正する条例の知事  
への立案依頼及び東京都教育事務所設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定  
についてでございます。

本件は、記書きの1の改正理由にあるとおり、現在、立川市錦町六丁目3番1号に  
ある多摩教育センター内で業務執行をしている東京都西部学校経営支援センター及び  
東京都多摩教育事務所が、立川市錦町四丁目6番3号にある東京都立川合同庁舎に移  
転することに伴って、位置を定める規定を整備するものでございます。具体的な規定  
ぶりについては、裏面にある新旧対照表を御覧いただければと思います。

施行期日ですが、平成27年6月22日としております。

なお、東京都学校経営支援センター設置条例については、平成27年第1回東京都議会定例会への上程を予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか、ただいまの件、何か御質問・御意見等ございますか。よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、この件については原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

#### 第8号議案及び第9号議案

東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則ほか1件の制定について

#### 第10号議案及び第11号議案

東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則ほか1件の制定について

#### 第12号議案

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【委員長】 引き続き第8号議案から第12号議案、東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則ほか4件の制定についてですが、前の議題と同様に、これらは全て非常勤職員制度の見直しに係る議案ですので、こちらも一括で審議したいと存じます。それでは説明を総務部長、よろしくお願いいたします。

【総務部長】 それでは、5議案について御説明申し上げます。ただいま委員長からお話がありましたとおり、平成27年度より、これは都庁全庁的に実施する非常勤職員の一部一般職化に伴う規定の整備でございます。

制定する規則ですが、第8号議案が（1）の一般職非常勤職員の任用等に関する規則で、以下、第9号議案、第10号議案、第11号議案、第12号議案ということでございます。

「3 概要」ですが、おおむね1か月当たり16日かつ我々常勤と同じように1日7時間45分働く非常勤の職を一般職と位置付け、選考により教育委員会が任命することと、勤務時間、勤務日数、休暇等について定めるものでございます。

2 ページ、「参考」を御覧ください。今回の非常勤制度の見直しに伴う法の適用関係及び都の扱いについてももう少し詳しく御説明申し上げます。御案内のとおり、我々の勤務条件等について一般的に定めている法律は地方公務員法ですが、地方公務員法の中で、この下の囲みにあるとおり、一般職と特別職の区分けは、特別職が限定列挙されていて、それ以外のものが一般職という位置付けとなっております。

非常勤の職については、この第3条第3項第3号「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職」が特別職となっていて、非常勤がここに全て当たるかどうかは、法はこれ以上規定していないので、自治体ごとに扱いが異なると申しますか、法はどちらの適用も念頭に規定していると解釈できます。このことを1の○印の3番目に記載してございます。

その下の2を御覧ください。ただ、都では、これまで全庁的にこのような非常勤職員を全て特別職、この第3条第3項第3号に当たる職の者として任用してまいりました。

しかしながら、2番目の○印にあるとおり、近年、行政補助的な役割を担う非常勤職員が増加しており、職の性格を見直す必要があるのではないかとということで、矢印の先にあるとおり、主に公務員として職務に従事し労働者性の高い非常勤を、今回、一般職に位置付けるということで、職員団体とも協議が調いましたので、平成27年度から全庁的に実施することとなっております。

具体的には、先ほど申し上げた3にあるとおり、おおむね月16日、我々常勤と比べると7割程度の勤務日となりますが、かつ1日7時間45分に相当する時間を勤務する職については、原則として一般職に位置付けるものでございます。

具体的には下の絵を御覧ください。今まで非常勤職員として一括されてきた方々が二分されて、今回一般職として位置付けられる者は、例えばここにある給与事務支援員とか会計事務支援員というような、事務局の中で常勤と一緒に仕事をさせていただく非常勤の方とか、学芸員とか学校の介護職員とか、学校の講師の中でいえば日勤講師と言われる方々でございます。

逆に特別職としてそのまま残る方は、下にあるように弁護士資格を持つ訟務員、学校医とか、学校の講師では時間講師の方々、それからスクールカウンセラーとかA

LTも特別職として残ることになります。

一番下の○印にあるとおり、一般職非常勤職員については、これまでと比べると育児・介護に関する休暇等の拡充になるほか、逆に地方公務員法に定める分限・懲戒処分等の規定が適用になるというところが大きな違いでございます。

1 ページへ戻って、適用は先ほど申し上げたとおり平成27年4月1日からということでございます。

御説明は以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか、ただいまの説明に対して何か御質問・御意見等ございますか。

【遠藤委員】 よく分かりました。第一に、全体としてこの見直し対象になる一般職の人数はどれくらいでしょうか。第二に、一般職に見直されることによって該当する人たちの給与上の処遇は何か変化があるのでしょうか。第三に、休暇等を拡充というプラス面があります。しかし、マイナスと言ってよいのかどうか、当然一般職ですから、その下に記載がある懲戒処分等の対象になります。職員としての地位的にはプラス・マイナス・イーブンかなという感じがしますが、その辺はどう見たらよいのかという3点についてお願いします。

【総務部長】 まず、対象となる非常勤職員は教育庁全体で、平成26年度で1万1,500人強おります。その中で一般職になるのが3,700人程度、特別職として残るのが7,800人程度でございます。

人数としては、時間講師が非常に多いので特別職で残る職員が多くなります。しかし、ポストでいくと、一般職が80強のポストになって、特別職は20弱ですので、大体8割が一般職のポストになるという形でございます。

2点目、給与上の処遇ですが、一般職化に伴って、特に給与上の処遇で変化はございません。

それからプラス・マイナスですが、結局は、一般職になる職員は私ども常勤と同じ条件になるということですから、当然行政的な役割を担っているということなので、休暇等の充実がある反面、委員おっしゃったように、何かあった場合にはそのような処分の対象になるということでございます。

【遠藤委員】 分かりました。

【委員長】 ほかに。

特にございませんでしたら、この件についても原案のとおり御承認いただいたということにさせていただいてよろしいですか。——〈異議なし〉——ありがとうございました。

#### 第13号議案

東京都教育委員会組織条例の一部を改正する条例の立案依頼について

#### 第14号議案

東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例の立案依頼について

#### 第15号議案

東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について

#### 第16号議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について

#### 第17号議案

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について

【委員長】 次は、第13号議案から第17号議案まで、東京都教育委員会組織条例の一部を改正する条例の立案依頼についてほか4件、これらは地教行法改正に伴う条例改正の議案ですが、こちらも同一の性格の議案ですので、一括で審議したいと存じます。説明を総務部長、よろしく願いいたします。

【総務部長】 それでは、第13号議案から第17号議案まで御説明申し上げます。個々の条例の内容に入る前に、委員長からも今お話があった地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正のポイントと今回御提案する条例との関係についてまず御説明させていただきます。

資料左側の「1 改正地教行法のポイント」として大きく三つございます。ポイント①は新「教育長」の設置で、現行の委員長職は廃止して新「教育長」に一本化され、新「教育長」は、議会同意を得て、首長が直接任命するということとなります。これまで任期4年で他の教育委員と同じ扱いだったものが、任期は3年となって、委員からも外れることとなります。また、一般職と特別職の身分を併せ持つ性格がございましたが、今回、特別職のみの身分に変更されるということでございます。

ポイント②として、教育委員会の位置付けですが、教育委員会は引き続き独立した執行機関として存続し、教育委員会と首長の職務権限にも変化はございません。しかし、教育長の権限が強化されることもあり、教育委員によるチェック機能の強化の観点から、下の記載にあるような代表的な例が新たに規定されています。

それからポイント③、首長の権限の強化として、総合教育会議の設置・招集、それから首長が教育施策の大綱を策定するというようなことが規定されております。

これらのポイントのうち、今回条例で規定していかなければならない事項はポイント①でございます。具体的には資料右側を御覧ください。

まず、先ほどポイント①で申し上げた、教育長が特別職の身分になるということで、既に昨年の第4回都議会定例会に、これは総務局の所管の東京都特別職報酬等審議会条例の一部改正条例が提案され、都議会で可決成立しております。具体的には特別職報酬等審議会の審議対象に教育長を加えるもので、従来は議員報酬及び知事、副知事の給料が対象だったものに、新「教育長」の給料が加わるという改正が既に成立しております。

今回御審議いただきますものは、次の平成27年第1回都議会定例会に付議を予定している条例案で、いずれも私どもの所管の6件でございます。個別の内容については次のページ以降でそれぞれの条例ごとに御説明するとともに、今回、付属資料として、議案書と地教行法の新旧対照表と、一番後ろに改正条例の新旧対照表をお付けしますので、必要に応じてそちらも参照しながら説明をお聞きいただければと思います。

A3資料の2ページで、まず①第13号議案、東京都教育委員会組織条例で、新旧対照表については1ページでございます。「法改正の概要」は、先ほど申し上げましたとおり教育長が教育委員から外れることになりましたので、現在の「東京都教育委員

会は、6人の委員をもって組織する。」を「東京都教育委員会は、教育長及び5人の委員をもって組織する。」と変更するものでございます。

3ページ、②第14号議案、東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例で、新旧対照表は2ページから5ページに記載してございます。こちらも、教育長の身分が特別職の身分のみを有する職に変更されたこと、それから、特別職として地公法が適用にならなくなるため、地教行法で職務専念義務等が規定されたこと等に伴って条例の規定を整備するものでございます。

ポイントを申し上げますと、まず、第2条で教育長の給料を定めることとなりますが、先ほど申し上げたとおり特別職として、特別職報酬等審議会の審議・答申を踏まえて定める額とすることとなっております。現在、新旧対照表で金額は空白となっておりますが、特別職報酬等審議会の開催が明日ですので、明日、金額が答申されましたら、その額をここへ記入して条例の立案依頼をしたいと存じます。

それから第3条、手当でございます。これまで教育長は一般職の身分も併せ持つておりましたので、記載の手当が支給されておりましたが、他の特別職に倣って単身赴任手当や管理職員特別勤務手当については支給しない形で改正いたします。

第4条、第5条が退職手当で、現在の規定では教育長は一般職の職員と同様の退職手当額の算定を行っておりますが、これも特別職と同様に、支給月額に在職月数を掛けて、そこに支給率を掛けて計算する方法に見直すものでございます。この支給率が、現在、新旧対照表では空白となっておりますが、こちらも他の特別職との均衡を踏まえ、任命権者、知事が定めることとされておりますが、現在その率がまだ通知されていないので、空白で御説明しております。

また第5条も他の特別職と同じ扱いですが、「退職手当の支給は、任期ごとに行う。」とし、3年以上在職した場合、任期の3年ごとに退職手当の支給を行うとの規定でございます。

第7条、第8条は、旅費や支給方法について、一般職の例によるということで規定を整備するものでございます。

第9条の経過措置は、後ほど御説明させていただきます。

以上が第14号議案でございます。

続いて4ページ、③第15号議案、東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例で、新旧対照表は6ページでございます。まず右側、【例年行う報酬額の改定に伴う改正（平成27年4月1日施行）】については、東京都特別職報酬等審議会の答申を踏まえた額で毎年改定をしてきておりますので、答申内容を踏まえて改定する予定で、今は金額がブランクとなっております。

【地教行法改正に伴う改正（経過措置を設ける。）】については、教育長が委員でなくなることから、第1条ただし書の規定が不要となるため、削除するとともに、委員長と教育長の職が一本化され、委員長の職が廃止されますので、委員長の報酬に関する規定を削除するものでございます。

5ページの④第16号議案は、引用条文が変わることに伴う形式的な改正で、新旧対照表は7ページでございます。

⑤第17号議案、東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例は、同様に条ずれの改正のほかに、八王子市が本年4月から中核市に移行するので、これまで東京都教育委員会が実施権限を有していた初任者研修等の事務について、事務処理特例条例で市に処理していただく位置付けになっていたものが、八王子市本来の事務になるので、この条例から外すという内容が含まれています。

それから、⑥学校職員の定数に関する条例で、新旧対照表は10ページでございます。こちらは引用条文の改正のほかに内容の変更がございますので、この後、第18号議案として人事部長から御説明の上、御審議いただきたいと思っております。ですので、今回御審議いただくのは第17号議案までの5議案をお願いしたいと存じます。

1ページにお戻りいただいて、「3 条例の施行日」は平成27年4月1日を予定しておりますが、2の（2）の①から③の条例については経過措置を設ける予定になっております。

御説明は以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか、ただいまの説明に対して御質問・御意見等ございますか。

【竹花委員】 この経過措置は、どのようなものでしたか。

【総務部長】 現在の教育長が在任する間は、新しい規定を適用しないということ

でございます。現在の教育長が在任する間は、現行の条例を適用することになっておりまして、新しい教育長から、例えばこちらにあるような、委員の位置付けとしても教育委員から外れ、それから退職手当等についても特別職の身分を有して、新しい退職手当が適用されるということでございます。

【竹花委員】 そうすると、基本的に現在の教育長がいる間はそうだけれども、現在の教育長がいなくなればこの規定が適用されるということで、今日の我々の検討事項は、そういう法律上のシステムが4月1日以降にできますよという話ですね。分かりました。

【委員長】 個人は具体的には関係しないということですね。

【総務部長】 規定を4月1日に向けて整備するというのが今回の付議の趣旨でございます。

【委員長】 他によろしゅうございますか。——〈異議なし〉——かなりの変更となりますが、よろしくお願いいたします。それでは、この件については原案のとおり承認いただいたということにさせていただきます。

## 第18号議案

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について

【委員長】 引き続き第18号議案、学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について、説明を人事部長、よろしくお願いいたします。

【人事部長】 では第18号議案、学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について御説明いたします。

1月16日に都の予算原案が発表され、教職員定数について原案がまとまりました。本議案は、その結果を踏まえ知事に条例の立案を依頼するものでございます。

「1 改正理由」は、児童・生徒数の増減等により学校職員の定数を改める必要があるということでございます。

「2 改正内容」で、(1) 学校職員の定数の「計」を御覧ください。今年度は平成26年度に比べて290人増の6万3,622人となります。内訳で、小学校については児童

数の増加により200人の増、中学校については生徒数等の増によって77人の増、また指導方法工夫改善加配25人の増、合計102人の増となります。また高等学校については生徒数等の増により4人の増、それから用務員定数等の見直しを行って47人の減、合計で43人の減となります。また、特別支援学校については、児童・生徒数等の増により86人の増、また、外部人材の活用等で55人の減ということですが、これは自立活動教育の充実を図るため、教員や実習助手の定数の見直しを行い、介護や心理の専門家を活用したいということで減になっております。

続いて(2)を御覧ください。先ほど総務部長から説明があったように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴って条番号が変更になるもので、内容についてはそのままでございます。

「3 都議会に付議する時期」は平成27年第1回都議会定例会を予定しております。

「4 施行期日」は平成27年4月1日でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか、ただいまの件に関して御質問・御意見等ございますか。

【乙武委員】 今御説明いただいた特別支援学校の外部人材の活用等で55人の減ということは、今までは正規の職員としてその任に当たっていたところを、正規職員ではなくして外部の人材に移行するという捉え方でよろしいでしょうか。

【人事部長】 そうです。

【乙武委員】 その方々は解雇になるのでしょうか。

【人事部長】 これは実習、訓練などを担当する教員を減らすわけですから、その人たちを解雇するのではなく、異動で違う教育内容を担当するということでございます。

【乙武委員】 異動などですか。なるほど、分かりました。ありがとうございます。

【委員長】 ほかにございませんでしたら、この件についても原案のとおり承認いただいたということによろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは、審議事項は以上ということで、以下、報告事項に参ります。

## 報 告

(1) 平成26年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰について

【委員長】 報告事項(1)平成26年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰について、説明を指導部長、よろしく申し上げます。

【指導部長】 平成26年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰について御報告いたします。資料の一番下の「6 備考」のとおり、この表彰は昭和59年度、1984年から開始して、本年度で通算34回目になります。今回表彰の件数も含めると延べ2,999件となります。

昨年度と大きく変更した点がございませぬ。2の(1)から(5)までに示した表彰基準のうち(1)と(2)を新たに設けることとしました。これまでも(4)「スポーツ・文化活動において著しい成果を上げた者」、例えば全国大会優勝など、この(4)に該当する件数が多いのではないかという御指摘、あるいは日常の地道な活動こそ表彰すべきではないかという御意見を、教育委員会の委員の方からも頂きました。そこで、今回は(1)に地道な活動を継続的に行って範となった者、あるいは(2)に、そうした活動が他の子供たちに具体的な良い影響を与えたとの二つの基準を新たに設けて表彰することとしました。(3)から(5)までについてはこれまでと変わりございませぬ。

「3 表彰対象者決定までの経緯」ですが、昨年12月1日までに区市町村教育委員会、都立学校長から合わせて395件の推薦を頂きました。そして昨年12月24日の教育庁幹部職員で構成する表彰審査会の審査で合計222件の表彰を決定するというものでございませぬ。

「5 表彰式」にあるとおり、来月2月14日午後に都庁大会議場で表彰式を開催する予定です。

1枚おめくりください。これまでの表彰の数等をまとめてございませぬ。「2 表彰基準別件数」の上段で、<旧表彰基準>として、児童・生徒等の模範となる活動を表

彰してまいりました。平成25年度、昨年度は右側の計を御覧いただきますと、49件を表彰しましたが、今回は新たに（１）で42件、（２）で27件の計69件で、こうした活動を20件多く表彰したいと考えてございます。

また（４）のスポーツ等に著しい成果を上げた者は、件数的には92件から103件に増えていますが、表彰件数全体に占める割合としては減っています。昨年度は92件で、全体の56パーセントでしたが、今回は222件のうちの103件と46パーセント程度になってございます。

もう1枚おめくりいただきまして、具体的に表彰する活動の事例を幾つか御紹介いたします。まずは、左側「事例1」の○印3番目の事例です。3年間皆勤して毎朝午前7時に登校し、自主的に黒板や教室の清掃を行いました。また、休み時間も黒板清掃に努め、消し忘れをなくすあるいはチョークを用意するなど、クラスみんなが気持ちよく授業を受けられるようにと3年間一人で行った、都立八丈高校3年女子生徒の事例でございます。

続いて右側の「事例2」の一番上の○印を御覧ください。区の科学館という施設の閉館に伴って、学校が蛍の幼虫を譲り受け、その幼虫に餌をあげたり水槽の水を換えたりする活動に取り組み、また、高齢者施設から依頼の幼虫観察会にも中心となって取り組み、現在はその賛同者が10名に増え、他の生徒にもよい影響を与えたという北区立袋小学校の小学校5年児童の事例でございます。

さらに一番下「事例5」の3番目の○印で、一昨年、台風26号によって発生した土砂災害を受けて、災害復旧ボランティアに積極的に取り組んだ都立大島高校、都立大島海洋国際高校も団体として表彰したいと考えております。

以上、今年度の表彰件数合わせて222件でございます。引き続き子供たちの地道な努力、他の子供たちへの模範となる優れた活動に光を当てて表彰をしてまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか、ただいまの説明に対して何か御質問・御意見等ございますか。

【乙武委員】 3点確認です。第一に、今回222件が表彰対象ということですが、

これは全体で総数が既に決まっているということではなく、この基準を満たしたものは全て表彰対象になるということでしょうか。第二に、こういった活動は継続して行われることが多いと思うのですが、例えば翌年も同じような功績があった場合でも、同案件の場合は表彰対象とはならないのでしょうか。また第三に、一旦表彰された者が全く違う内容で、また表彰基準を満たした場合は表彰対象となるのかどうかという、以上3点をお願いします。

【指導部長】 まず222件ですが、表彰の基準に合致したもの全てでございます。

2点目のいわゆる連続表彰ですが、同一の基準で表彰された者は、原則として連続表彰は行わないこととしてございます。ただし、基準が異なる場合は同一児童・生徒であっても連続して表彰する場合がございます。

【乙武委員】 分かりました。ありがとうございます。

【山口委員】 候補に上がった中で表彰を受けている割合が、「スポーツ・文化活動において」では他の分野に比べて比較的少ないような気がするのですが、これは元々の基準に合っていなかったのか、それとも、全体で見ると数も多いので、何かそういう意図があってこのぐらいの数に絞っているのか、その辺が分かれば教えていただきたいと思います。

【指導部長】 一つは、全国大会で優勝又は準優勝という基準がございます。したがって、例えば関東大会で第1位となったというものについては表彰の基準に達していないということで外してございます。また、種目によってはいわゆる特定の流派の大会であったり、予選から勝ち上がるような大会でないものについては十分精査して、外している場合がございます。それ以外のものについては、ここに表彰基準を満たしているということで表彰しております。

【山口委員】 ということは、候補に上がってくるときに基準がよく伝わっていないということもあるのですか。

【指導部長】 表彰の基準は学校、区市町村教育委員会に必ず事前に周知はしているものの、どうしてもという形で推薦されてくる場合がございます、それらについては表彰から外す場合があるということでございます。

【山口委員】 せっかく候補に上がったので、なぜ落ちたかというところが、表彰

の基準をもう一度、候補に上げられた学校などに、ここは基準に達していないので、来年度はこのような方をということを知られる方がよいかもしれないですね。

【遠藤委員】 山口委員の質問とも少し関連するのですが、この表彰形式を見ると、区市町村の教育長及び都立学校長から表彰候補者等の推薦を受けるということで、そこから推薦を受けないと表彰対象にならないということですが、形の上ではそうなっているけれども、見分けることはなかなか難しいと思うのですが、学校の先生方の判断によるものが大半なのか、実質的には自薦とか、あるいは周りから「先生、この人を表彰してください」というような声が上がって推薦される場合などがあるのでしょうか。

それから、最終的に表彰審査会で決めるということですが、表彰審査会の委員は具体的にどのような構成なのでしょうか。

【指導部長】 1点目の自薦他薦ですが、これは両方あります。基本的には学校の教員が頑張っている子供たちを認めるのですが、保護者から、うちの子供が優勝したとかいう話を受けて、学校として校長が推薦を決め、小・中学校の場合、最終的には区市町村教育委員会の方で上げていただくというような形になっております。

それから2点目の審査会ですが、委員長を東京都教育監として、教育庁内の部長、課長級で構成し、全部で14名の委員会では審査をいたします。

【遠藤委員】 14名の委員会での審査は、具体的には挙手か何かで過半数で決めるというような審査会規程があるのでしょうか。

【指導部長】 審査の基準については、もちろんこちらにございますが、まず事務局で学校や区市町村教育委員会から上がってきた事例を全て基準に照らして表彰にふさわしいかどうかの原案を作り、一つ一つの事例について検討して決定しております。

【遠藤委員】 客観的な点数などを一人一人に決めているということではない訳ですね。というのは、実は私どもも高等教育分野で同じことをしていて、それは分野ごとに何人かの委員に集まってもらって、事前に審査してもらって、候補者一人一人に点数を付けていただき、委員全体の点数が何点以上だったら該当などという客観的な基準を設けているものですから、少し参考までに伺いたいと思いました。

【指導部長】 例えば表彰基準（3）の環境美化活動とか文化の継承活動などで表彰する場合の「継続的に」とは、例えば原則として2年間、年間6回以上こうした活

動を行っていることが明らかになっているかどうかなどといった基準を具体的にそれぞれ設けて審査してございます。

【遠藤委員】 分かりました。

【山口委員】 もう1点だけ先ほどのことに関連して、スポーツも文化もそうだと思うのですが、東京、それから関東は学校数も多くてレベルが非常に高く、関東を勝ち上がると全国でも即3位以内に入るという例も非常に多いので、関東で優勝すると推薦したいという親心というか、これだけの思いをしてという気持ちがあるのではないのでしょうか。逆に言えば、一つ間違うと関東も勝ち上がれないという競技とか種目もあるので、今後その辺の基準もどこかの機会で見直すというか、やはり表彰というものは子供たちの一つの大きな夢につながりますので、是非そのあたりも検討していただければと思います。

【指導部長】 確かに種目による場合もあろうかと思いますが、関東大会で優勝するということが大変なレベルかと考えております。ただ、これまで34回表彰してきて、今までも同じ種目で同じ基準で行ってきておりますので、今頂いた御意見も含めて改めて、また検討したいと思います。

【乙武委員】 もしかしたら本筋とは少し離れてしまう話かもしれませんが、(4)の「スポーツ・文化活動において」で私がいつも気になることは、スポーツは文化ではないのだろうかというところです。2020年に東京オリンピック・パラリンピックが行われることで、やはりスポーツ文化を日本に根付かせていこうという動きがある中で、今までずっと日本では、特にこういう部活動などでもそうですが、スポーツ系、文化系と呼び分けてきていますが、スポーツも文化として認めていこうという中で、何かうまい呼び分けがないものかと思います。

これだとやはり明らかにスポーツは文化ではないというような受け取られ方をしてしまいかねないので、公的機関が出す文書が、よく「障害」の「害」を平仮名の「がい」にすることで、それが世間にだんだん広まるとか、それがよいか悪いかはまた別としてですが、何か我々がうまく呼び分けることでそうしたムーブメントが広がっていくといいなという感想を持ちました。

【指導部長】 ここで言うスポーツ系、文化系というのは、いわゆる運動系と、あ

るいは書道などの文化的な活動の大会というものですので、頂いた御意見も踏まえて改めてまた進めてまいりたいと思っております。

【委員長】 私は今の乙武委員の御意見とは違って、むしろ逆の方向に向かうのではないかと考えています。ロンドンオリンピックでは、スポーツアクティビティとカルチュラルアクティビティを完全に分けたこともあって、多分東京オリンピックでもそうならざるを得ないように思います。現にこの建物の上階に外国の方がたくさんいらっしゃる部屋があって、そこで文化の啓蒙活動をどのようにすべきか検討されているようです。英語ではカルチュラルアクティビティとスポーツアクティビティは全く違った概念です。

いずれにしても指導部長、今後こういう問題はいろいろ出てくると思いますので、検討してください。

ありがとうございました。それではこの件については報告として承ったということにさせていただきます。

## (2) 平成27年度教育庁所管事業予算・職員定数等について

【委員長】 報告事項(2)平成27年度教育庁所管事業予算・職員定数等について、説明を教育政策担当部長、よろしくお願いします。

【教育政策担当部長】 それでは報告資料(2)を御覧ください。去る11月13日の第17回教育委員会定例会において、教育庁として予算要求をしている事項について御報告申し上げたところでございます。今回は1月16日に知事から原案発表がございまして、東京都としての予算の原案が固まりましたので御報告申し上げます。

舛添知事初めての本格予算ということで、東京を世界一の都市へと飛躍させる予算という方針のもとに編成されたところでございます。先に申し上げますが、前回御報告申し上げた事業はほぼ認められ、若干、査定された部分はございますが、事業の執行に支障があるものはございません。金額的にもここにあるように数パーセントですが、伸びている状況でございます。

右側の<参考>都の一般会計予算の状況から御説明したいと存じます。まず一番上

の歳出、平成27年度予算額 6 兆9,520億円は4.3パーセントの伸びとなっております。このうちの一般歳出の中の真ん中にある投資的経費が9.6パーセントと非常に大きな伸びとなっております。その内訳はここに書いてあるとおりで、一番下に歳入「うち都税」とございますが、歳入の根幹をなす都税収入が右端にある7.5パーセントという非常に大きな伸びに支えられて、一般会計予算はこのような形で組まれているところでございます。

左側の「Ⅰ 歳入歳出予算」の歳出、教育費は7,637億余円で、0.6パーセントと3年連続の増となっております。給与関係費0.4パーセント増、事業費2.1パーセント増となっております。

細かな数字で申しますと若干の変更がございますが、特に来年度、平成27年10月に消費税が8パーセントから10パーセントになることを見込んで予算を組んでおりましたが、消費税の増税がなくなったことで、その部分を各事業費から差し引いたところもあって、数字的にはこのようになってございます。

「Ⅱ 教職員定数」で、同様に右側<参考>都の職員定数の状況ですが、全任命権者計で、増減欄で588人増と大幅増になっております。その下が学校職員ですが、先ほど人事部長から御説明申し上げたとおり290人増、知事部局と公営企業の水道、下水、交通などが50人増と41年ぶりの増となっております。その他、警視庁、東京消防庁がそれぞれ137人、111人増となっております。

その左側の「Ⅱ 教職員定数」の網掛けの部分は先ほど人事部長から御説明申し上げた学校職員定数、その下の事務局定数が教育庁の事務局の定数で、5名の減となっているところでございます。

2ページと3ページの2枚で大きく変化があったものについて御説明申し上げます。まず2ページ右側の「4 社会の変化に対応できる力を高める」の(1)「不登校対策・中途退学対策の推進」は新規事業のところでは申し上げましたが、そのうちの①の後半部分、「中退者への面談等の取組」を新たに都立高校2校で試行する予定で、この部分の金額を増やしております。

その下の②は「不登校及び不登校経験のある児童・生徒やその保護者、民間施設等を対象とした実態調査・研究を実施」ということで、この二つの事業で約5,000万円

増加させたところでございます。

その下「5 体を鍛える」の(1)「オリンピック・パラリンピック教育の推進」の③オリンピック・パラリンピアンや外国人アスリートの学校派遣ですが、特別支援学校10校と、連携する小・中学校1校ずつ合計20校にパラリンピアンを新たに派遣するというところで約2,500万円増やしてございます。

3ページ左下「8 質の高い教育環境を整える」の(1)「いじめに関する総合対策の実施」の②スクールソーシャルワーカーの配置も、新たに都立学校における活用推進を考え、モデル校13校でスクールソーシャルワーカーを都立学校においても活用していこうというものが新たに予算化されたところでございます。

右側の真ん中、(7)「公立学校の防犯カメラシステム整備支援」は、事項としては今までこの中に書いていなかったのですが、新規事業として芽出したものでございます。これは公立幼稚園及び小・中学校の学校の中の防犯カメラの設置、あるいは既に設置されているところでは、更新に補助をしていこうということで9,800万円ほどの予算を組んでございます。

大きな変更点は以上で、先ほども申し上げたとおり事業の執行は支障なくできると考えているところでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**【委員長】** ありがとうございます。いかがでございましょうか、何か御質問・御意見等ございますか。

**【乙武委員】** 今回に関しては、ほぼ要望どおりに認められたというお話でしたが、例えばそのとおりにいかなかった場合は、何か理由も付与して返されてくるのか、それとも、ただ額が減って数字だけで返ってくるものなののでしょうか。

**【教育政策担当部長】** いろいろな形があるのですが、財政当局と話し合いをしていく中で、例えば小・中学校に対して支援をするときには、小・中学校の設置者である区市町村がやるべき事業なのか、あるいは例えば東京都全体を考えて東京都教育委員会でやるべきところなのかがよく議論になります。今回については、それほど大きな変更点はございません。

**【乙武委員】** 来年度からで結構ですが、今はこのやっていく施策ごとに金額が表

記されているのですが、できたら要望した額が幾らで、決定した額が幾らと並べて矢印で結んで、それが大きく下げられている場合、もし分かるのであれば、その理由も記していただくような形だと、議論が非常にしやすいかと感じました。

【教育政策担当部長】 検討します。

【委員長】 他に、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、この件についても報告事項として承ったということにします。

## 参 考 日 程

### (1) 教育委員会定例会の開催

2月12日(木) 午前10時

教育委員会室

【委員長】 今後の日程について、教育政策課長、よろしくお願ひします。

【教育政策課長】 次回定例会は2月12日木曜日、午前10時より、ここ教育委員会室で行う予定となっております。

以上でございます。

【委員長】 そのほかに、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、引き続き非公開の審議に入ります。

(午前10時30分)